

S A G A 2 0 2 4 競技役員等養成基本方針

平成 27 年（2015 年）12 月 24 日
第 1 回 常任委員会 決定
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日
第 7 回 常任委員会 一部改正
令和元年（2019 年）5 月 29 日
第 9 回 常任委員会 一部改正
令和 2 年（2020 年）10 月 23 日
第 8 回 総会 一部改正

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、それぞれの大会において 1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 4 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地及びその周辺において、確保できるよう養成する。